

太陽光発電を適正に推進するための

市町村対応マニュアル

～地域と調和した再生可能エネルギー事業の促進～

平成 28 年 6 月

(平成 29 年 2 月改訂)

太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議事務局

(長野県環境部環境エネルギー課)

はじめに

1 本マニュアルの作成の背景

平成 24 年 7 月に固定価格買取制度が始まってから、長野県内では急速に再生可能エネルギーの導入が進んでいます。平成 26 年度末時点での再生可能エネルギーの発電設備容量は 67.9 万 kW となり、平成 22 年度と比べますと、実に 57.9 万 kW、540.6%の増となっています。

特に太陽光発電については、全体の 98.7%を占め、県内の再生可能エネルギーの推進を牽引している一方、地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しています（後掲「5 太陽光発電事業のトラブル要因」参照）。

市町村及び県では、これまで地域が取り組む再生可能エネルギー事業に対して各種支援を実施してきましたが、再生可能エネルギーであっても、自然環境に大きな負荷を与えるものであったり、防災上懸念を生じさせるものであってはなりません。また、開発事業者が市町村や地域に対して丁寧に説明を行い、地域住民の理解の下に事業を進めることが重要です。

このようなことから、県では、平成 27 年 9 月に林地開発許可基準である「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」を改定するとともに、10 月には環境影響が懸念される一定規模以上の太陽光発電建設を県環境影響評価条例の対象とする改正を行いました。

また、いくつかの市町村においては、独自に条例や規則、ガイドラインを設け、発電設備設置事業の届出の義務などを規定するなど、地域の実情に応じた取組をしているところです。

しかし、依然として対応に苦慮している市町村も多いことから、平成 27 年 5 月に 21 市町村及び県関係部局を構成員とした「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を設置し、太陽光発電施設に係る意見交換や対応策（市町村対応マニュアル、市町村条例モデル案の策定）の検討を行ってきたところです。

2 活用に当たっての留意点

この対応マニュアルは、太陽光発電施設の建設にあたって、条例や要綱等が無く、どのように対応したらよいか分からない市町村の参考資料として、太陽光発電事業のあらゆる場面の対応を想定し整理したものです。

このため、当然のことながら実際の対応に当たっては、市町村の条例や要綱等が優先されることから、市町村に対してこの内容を強制するものでもありません。

また、市町村条例モデル案についても、今後新たに条例を制定したいと考えている市町村、又は既に制定している条例を見直したいと考えている市町村において参考となるよう作成したものです。またこのモデル案は、再生可能エネルギー事業に関する県の考え方をベースに作成していることから、市町村によっては実情に合わない条項もあるかと思われますので、活用に当たっては十分内容を検討していただくことが必要ですし、市町村に対して条例等の制定を強制するものではありません。

なお、発電事業者におかれましては、この対応マニュアルを参考にいただき、地域と調和した事業を進めていただくようお願い申し上げます。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号、以下「再エネ特措法」。）の改正規定が平成 29 年 4 月 1 日から施行されるため、該当部分には注釈を付してあります。また、今後の経済産業省令の改正についても、順次対応マニュアルに反映していく予定です。

3 対応マニュアルについて

この対応マニュアルは、太陽光発電事業が計画された際に、市町村の再生可能エネルギー担当者がどのように事業の把握を行い、法的対応を行うか、また景観や地域との合意形成、防災、環境保全などに懸念が生じた際にどのように対応したらよいかについて取りまとめたものです。

特に、懸念する事項への対応においては、個別事項ごとに基準を簡略化したチェックリストを作成し、審査基準を持っていない市町村が簡潔にチェックできるようにしました。

- ※ 個々のチェックリストは、審査基準を持たない市町村において、景観などの事項について配慮するよう任意に事業者へ協力を求める場合を想定して作成しておりますので、既に条例等に基づき設定されている市町村の審査基準を拘束するものではありません。
- ※ 実際の審査に当たっては、専門的な知識が必要となる場合もありますので、必要に応じて県（地方事務所、建設事務所等）にご相談してください。

4 市町村条例モデル（案）について

このモデル案は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進を図ることを目的としています。

つまり、地域が主体となって、地域の資源、資金等を活用し、利益を地域に還元させる「地域主導型」の取組を促進する一方、地域外の主体による「外部主導型」を地域の主体と地域外の主体が協働する「協働型」へ誘導しようとする内容となっています。

特に留意すべきは、ガイドラインのような要綱では、一定の行政指導（指導、助言等）は可能でも、法的根拠がないため、発電事業者に義務を課したり、権利を制限したりすることはできません。また、指導に従う事業者には手続き等の負担が増え、指導に従わない事業者には負担が生じないといった不公平な事態が生じるおそれがあります。

加えて、法の下での平等を遵守する必要があるため、地域内の事業者も地域外の事業者も同一内容で行政指導を行う必要があります。

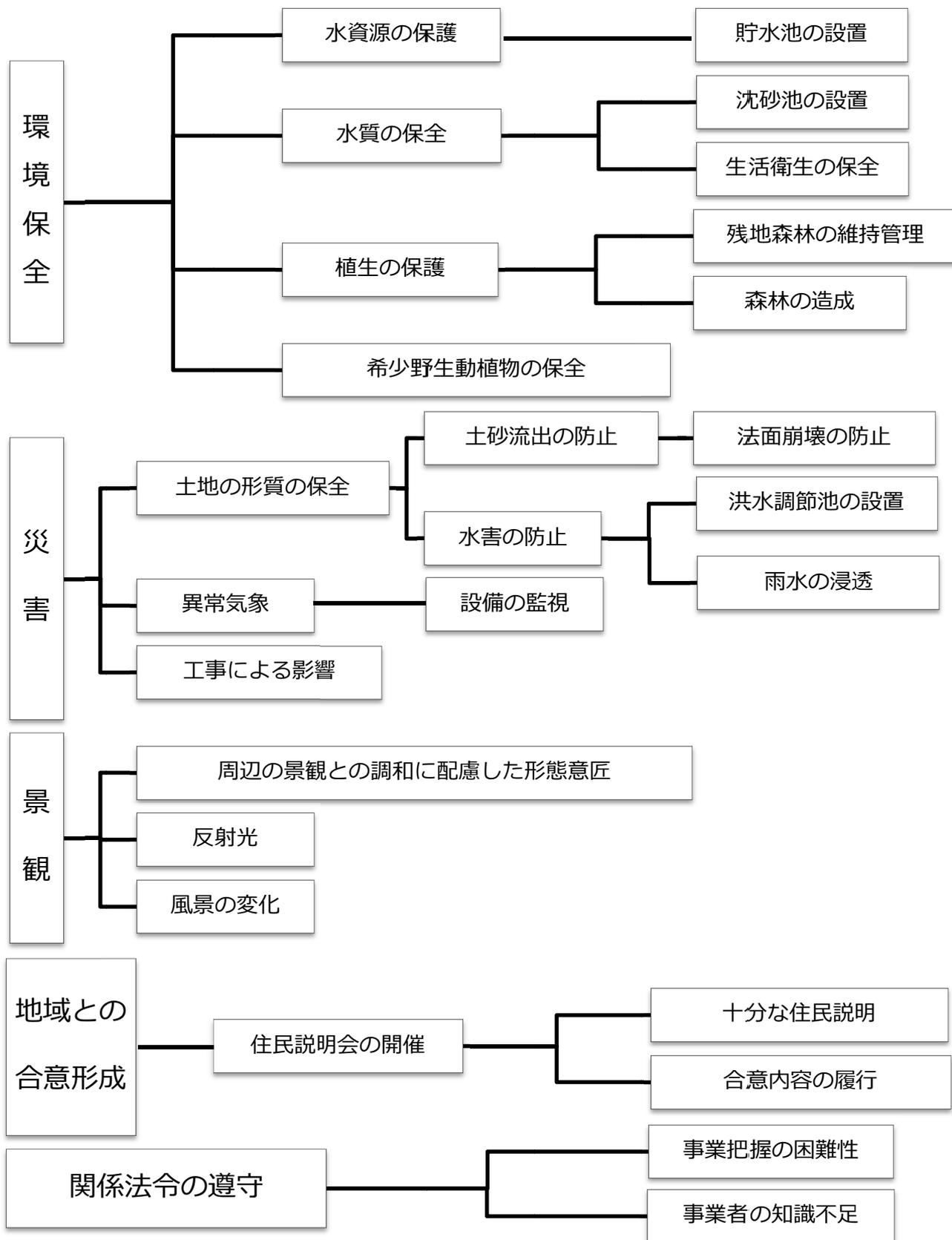
このため、行政指導にあっては、法的根拠や判断基準を明示できる方が望ましく、事業者や地域住民に対しても透明性を確保できます。

当該モデル案は、以上のような観点を踏まえ組み立てられています。

5 太陽光発電事業のトラブル要因

太陽光発電事業に関しては、様々な要因からトラブルが発生するおそれがあります。

そのうち、代表的なものは以下のとおりです。



6 太陽光発電設備の設置に対する県の対応

太陽光発電事業はその場所、規模、開発行為の態様に応じて様々な規制があります。

県が主に対応する制度は下図に示すとおりですが、これら以外にも様々な制度があります。対応フローチャートにおいては、まず事業計画地がどのような場所であるかに着目し、その場所ではどのような手続きが必要か、どこへ対応を依頼したらよいかを示しています。また懸念する事項への対応として、個別事項ごとに基準を簡略化したチェックリストを作成し、審査基準を持っていない市町村が簡潔にチェックできるようにしました。

県が対応する以外の部分については、一義的には各市町村が地域の実情に応じた取組を行うことで対応し、広域的な対応が必要な場合には、県が当該圏域で連絡会議を開催する等の対応をすることとなります。

